

◎岡山県規則第八十二号

岡山県特定水産資源の採捕の停止に関する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第二項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第二条 知事が漁業法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなつたと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなつたと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。